

介護人材確保・定着支援事業 介護福祉士実務者研修等受講料補助留意事項

1 補助対象受講料

補助の対象となる受講料は、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料相当額（必須のテキスト代及び実習費を含む）として、補助対象者が当該研修を実施した県外を含む養成機関に直接支払った額とする。

2 補助対象者

受講料の補助を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、補助対象者は1施設につき5人まで（申請時に優先順位をつける）とする。

- (1) 介護職として、県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所）に就業している介護職員（採用予定者も含む）
- (2) 前号の就業を申請時において継続していること。
- (3) 介護福祉士実務者研修等の修了日が、平成28年4月1日～平成29年3月31日の期間内であること。

3 補助申請手続

- (1) 補助対象者が、補助金の交付を受けようとする場合は、介護人材確保・定着事業受講料補助金交付申請書（様式第1号）及び補助対象者名簿（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、一般社団法人老人福祉事業協会、一般社団法人介護老人保健施設協会または兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会（以下「協会等」という。）に申請しなければならない。
 - (ア) 実務者研修や初任者研修の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し
 - (イ) 実務者研修や初任者研修の修了証明書の写し
 - (ウ) 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し
- (2) 協会等は前項に規定する申請があったときは、補助金の交付について審査を行い、補助金の交付を決定したときは、補助対象者が就業する施設に対し補助金を支払うものとする。

4 補助金額

本事業において補助する金額は第1条に定める受講料相当額の2分の1の費用（ただし1人あたりの上限額は50,000円）とする。

介護人材確保・定着事業受講料補助金交付申請書

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 様

介護人材確保・定着事業に係る受講料の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

法人名		施設名	
施設所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
補助対象者数 ※1施設につき5人まで		0	人
受講料支払額（総額）		0	円
補助金申請対象額（A） ※100,000円/人まで		0	円
補助金申請額 （A）×1/2		0	円

（添付書類）

1. 実務者研修や初任者研修の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し
2. 実務者研修や初任者研修の修了証明書の写し
3. 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し